平成２７年（フ）第６９２号
広島市西区三篠町２丁目３番22―404号
債務者　福**德**　裕子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６２号
福岡県久留米市合川町2063番地13
債務者　土屋　寛泰
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　佳弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１６３号
福岡県久留米市合川町2063番地13
債務者　土屋　千里
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　佳弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２７５号
北海道紋別市花園町６丁目７番20号
債務者　長岡　　修
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　秀樹
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１５４号
山形市和合町３丁目17番14号
債務者　木村　和彦
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５５号
山形市篭田２丁目６番３―310号　コーポラススズキ
債務者　中村　泰宏
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５６号
山形県寒河江市本楯３丁目131番地の10
チェリーピアＢ１棟202
債務者　今野秀世司（旧姓大下）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０６号
函館市松川町22番19号
債務者　藤井　ユミ
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４２２号
神奈川県座間市相模が丘５丁目32番14号　レジデンスインＺＡＭＡ106号
債務者　源　　紀子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２９９号
和歌山市堀止西２丁目10番９号　シティハイツ堀止303号室
債務者　八木　薫士
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０６号
和歌山市市小路65番地１　紀の川コーポＢ－２、住民票上の住所和歌山市市小路65番地１紀ノ川コーポＢ２
債務者　前中　克文
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０８号
和歌山市西浜1038番地53　ヒルズ華201
債務者　塩路　　覚（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０９号
和歌山市西浜1038番地53　ヒルズ華201
債務者　田村　はる（旧姓乾）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１３号
和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地６
県営住宅１棟３階22号
債務者　北風紀代美（旧姓上北）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１９号
和歌山市中之島954番地４　ラルゴアイⅠ203号
債務者　中村　由加
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３７号
和歌山県田辺市明洋１丁目３番７号
債務者　大川早紀子こと　大川早**紀**子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第３８８号
相模原市中央区下九沢727番地　下九沢団地１号棟142号
債務者　小作　和子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部